

各保健所設置市保健所長 様

大阪府健康医療部保健医療室長

医療機関等における障がい者配慮に係る注意喚起について（依頼）

日頃から、本府健康医療行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

医師法第19条において、「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」と規定されております。

いうまでもなく、医療は、府民の生命、健康に直結する極めて重要なものであり、障がい者であることを理由に受診を拒否するようなことはあってはならず、障がい者が安心して医療機関を受診していただけるよう適切に配慮いただく必要があります。

つきましては、この趣旨を踏まえ、貴保健所管内の医療機関等に対し、別紙文書を配布の上、本府福祉部が作成しました「医療機関等における障がい者配慮ガイドブック」および「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」も活用しながら、医療機関等に対して適切に対応するよう注意喚起をお願いするとともに、各医療機関への立入検査等の機会においても、改めて注意喚起いただきますようお願いいたします。

なお、当該ガイドブック等は、下記アドレスに掲載しております。

記

- 「医療機関等における障がい者配慮ガイドブック」掲載アドレス  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1202/00014566/guide%20book.pdf>
- 「大阪府障がい者差別解消ガイドライン 第1版」掲載アドレス  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1203/00142034/2803sabeguide.docx>

連絡先：保健医療室保健医療企画課 医事グループ  
TEL：06-6944-9170（ダイヤルイン）  
FAX：06-6944-7546

(別 紙)

医療機関のみなさまへ

## 医療機関等における障がい者配慮について

日頃から、本府健康医療行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、医師法第19条において、「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」と規定されております。

いうまでもなく、医療は、府民の生命、健康に直結する極めて重要なものであり、障がい者であることを理由に受診を拒否するようなことはあってはならず、障がい者が安心して医療機関を受診していただけるよう適切に配慮いただく必要があります。

この趣旨を踏まえ、各医療機関におかれましては、本府福祉部が作成しました「医療機関等における障がい者配慮ガイドブック」および「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」もご活用いただき、適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、当該ガイドブック等は、下記アドレスに掲載しております。

### 記

- 「医療機関等における障がい者配慮ガイドブック」掲載アドレス

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1202/00014566/guide%20book.pdf>

- 「大阪府障がい者差別解消ガイドライン 第1版」掲載アドレス

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1203/00142034/2803sabeguide.docx>

連絡先：保健医療室保健医療企画課 医事グループ  
TEL：06-6944-9170（ダイヤルイン）  
FAX：06-6944-7546